

パソコン等賃貸借仕様書

- 1 件名
秋田市土崎みなと歴史伝承館パソコン等賃貸借
- 2 機器仕様
別紙1「パソコン機器構成等明細書」のとおり
- 3 納入期限
令和7年5月31日（土）
- 4 賃貸借期間
令和7年6月1日～令和12年5月31日（60か月）
- 5 賃貸借方法
秋田市と納入業者間で契約書を締結する。ただし、納入業者に代わりリース会社が当該パソコン等の所有及び賃貸料債権を有するときは、当該リース会社を含めた3者契約とする。
- 6 賃貸借料金内容
賃貸借料金には、設置・調整費を含む。ただし、消耗品費および保守管理料は含まない。
- 7 設置場所
秋田市土崎みなと歴史伝承館
秋田市土崎港西三丁目10番27号
- 8 調整・納入日程
別途秋田市北部市民サービスセンターと協議の上、日程を定める。
- 9 納入条件
本件に係わる秋田市の借入物品について、納入は以下の手順により行うこと。
納入にあたっては、機器等の搬入・据付け・結線・事前設定・調整等に関して、本市担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し実施すること。
 - (1) 事前設定・調整
上記の事前設定には、端末機器への周辺装置の装着等の事前組立等の作業を含むほか、IPアドレスの設定等下記の作業項目も含むものとする。なお、各作業項目において設定すべき内容及び初期値は別途本市担当者の指示に従うこと。
また、OS、各プロダクト、通信環境のセットアップについては、本市担当者と協議の上インストール作業を行うものとする。

<インストール作業項目>

◎端末機器

①Windows 11 Professionalのインストール

②各プロダクトのインストール・設定

- ・Microsoft Edge最新版のインストール・設定・Patch適用
- ・Microsoft Office home&business 2024のインストール・設定
- ・Adobe Reader最新版のインストール・設定
- ・MicrosoftMediaPlayer最新版のインストール・設定
- ・本体にプリインストールされたソフトウェアのうち、ゲーム等仕様範囲外のソフトウェアのアンインストール

③その他

- ・インストールしたアプリケーション、ネットワークプリンタを新規にログインする全ユーザが使用できるよう設定
- ・指定された機器に、既存のネットワークプリンタを設定

このほかにも借入物品の円滑な作動に必要な作業が発生すれば協力すること。事前設定・調整の作業は、端末機器を設置場所へ納入する前にあらかじめ終えておくこと。

事前設定・調整作業及びこれらの作業に伴って使用する消耗品等に要する費用は納入業者の負担とする。

(2) 事前設定・調整の作業場所

設置場所には事前設定・調整作業スペースがないため、事前に納入業者で作業場所を確保すること。作業場所確保及び使用に伴う諸費用は納入業者の負担とする。

(3) 設置場所への納入

事前設定・調整作業等の終了後、当該借入物品を、秋田市土崎みなと歴史伝承館へ搬入し、据付け・結線・動作確認等の作業を行うこと。

なお、据付け等の一連の作業は、平日（火曜日を除く）、土日の午前9時から午後5時までの間に実施すること。これ以外の時間帯に作業が必要な場合は、別途本市担当者と協議すること。

搬送及び納入に要する費用は、納入業者の負担とする。

(4) 納入等における注意事項

UTPケーブルおよびOAタップについて既存のものがあればそれを使用することは可とする。ただし、別途電源やUTPケーブル等が必要となる場合には、納入業者が負担すること。

(5) 動作確認

設置された物品がすべて使用可能な状態に調整して納品すること。

動作確認に要する費用は、納入業者の負担とする。

(6) 事後処理・調整の負担

ア 外箱の処理

イ 保証書の書き込み、整理（保証書を別に納入業者が作成、保管する事も可とする）

ウ ソフトウェア等ユーザー登録、整理（別に一括して登録する事を可とする）

10 検査

(1) 借入物品納入完了後、納期までの間に納入検査を行う。

(2) 納入検査において、合格と認められないときは、納入業者は本市担当者の指定する期日までに物品の取り替えまたは補正を行うこと。

11 故障対応

借入期間中、借入物品に故障が発生したときは、納入業者は直ちに機器設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うこと。故障の状況に応じて部品交換を行い、できるだけ速やかに正常な状態に復旧すること。

12 その他

(1) 本仕様書に記載が無くても、本システムの構築に必要となる消耗品については、納入業者の負担により提供すること。

(2) アフターサービス・メンテナンスに関する要件

当該物品に関し、秋田市内に迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための営業所を有し、その体制が整備されていること。

(3) 機器操作等に関する指導・相談

ハードウェア、ソフトウェアの操作等について不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。

(4) 動産総合保険

賃貸する物件には、賃貸人において動産総合保険を付するものとする。

(5) 賃借料支払条件

月毎に前月分の賃借料を支払う。

(6) 物件の譲渡

賃借料が全て支払われた後、借入物品のソフトおよびライセンスのすべてとハードウェアのすべてを本市に無償で譲渡するものとする。

(7) 疑義等が生じた場合はすみやかに市担当者と協議すること。